

芦屋市条例第4号

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例

(目的)

第1条 この条例は、みどりを根幹とするまちづくりを推進する「住宅都市芦屋」において、街路樹や公園・緑地に対する量から質への新たな取り組みを実施する必要性があることに鑑み、一定の建設行為を行う事業主又は建築主に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく法定外目的税を課することにより、今後必要となるみどりに関する施策に係る財源の継続的な確保を図り、もってみどり豊かな美しい住環境を維持、保全及び向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 区画の分割 芦屋市住みよいまちづくり条例(平成12年芦屋市条例第16号)第2条第6号に規定する区画の分割をいう。
- (4) 建設行為 建築物の建築又は建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行うものを除く。)を行うものとして、次に定めるものをいう。

ア 芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第7号に規定する特定宅地開発のうち、区画の分割を伴うもの

イ 芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第12号に規定する特定建築物の建築
- (5) 特定事業主 芦屋市住みよいまちづくり条例第14条に規定する特定事業主をいう。

(納税義務者等)

第3条 みどり豊かな美しいまちづくり税は、本市の区域内において行う建設行為に対し、当該建設行為を行う特定事業主に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる建設行為に対しては、みどり豊かな美しいまちづくり税を課さない。

- (1) 第2条第4号アの規定による特定宅地開発を行う土地において、当該特定宅地開発の目的である建築物の建築をするために行う同号イに定める建設行為
- (2) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずる機関で規則で定めるものが行う建設行為
- (3) 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則（平成12年芦屋市規則第47号）第8条第1項第2号ア若しくは第9条第1項第2号アに規定する公園等の整備を伴う建設行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号若しくは第7号に規定する公園、緑地若しくは広場の整備を伴う建設行為
- (4) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に定めるマンションに係る規則で定める手続を受けた建設行為

2 前項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(課税標準)

第5条 みどり豊かな美しいまちづくり税の課税標準は、建設行為の行われる土地の面積について規則で定めるものに建築物の容積率の最高限度（当該土地に係る建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項の規定による建築物の容積率の限度又は同法第68条の2第1項の規定に基づく条例で地区計画の内容として定められている建築物の容積率の最高限度のうちいずれか低いものをいう。）の数値を乗じて得た面積とする。

(税率)

第6条 みどり豊かな美しいまちづくり税の税率は、課税標準となる面積1平方メートルにつき2,000円とする。

(徴収の方法)

第7条 みどり豊かな美しいまちづくり税は、申告納付の方法によって徴収する。

(申告納付の手続)

第8条 みどり豊かな美しいまちづくり税を申告納付すべき者は、建設行為に係る芦屋市住みよいまちづくり条例第6条第3項又は第7条第4項に規定する協定を締結した日から2月を経過する日までに、課税標準、税額その他規則で定める事項を

記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- 2 協定を締結せずに建設行為に着手したことにより、芦屋市住みよいまちづくり条例第17条第1項第1号又は第2号に基づく勧告を受けた建設行為に係る前項の規定の適用については、当該勧告を行った日を協定を締結した日とみなす。

(期限後申告等)

第9条 前条の申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第12条の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

- 2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後にその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不申告に関する過料)

第10条 第8条の規定によって提出すべき申告書について正当な理由がなくて提出をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(減免)

第11条 市長は、天災その他特別の事情がある場合においてみどり豊かな美しいまちづくり税の減免を必要とすると認める者に限り、規則で定めるところにより、みどり豊かな美しいまちづくり税を減免することができる。

(更正及び決定等に関する通知)

第12条 地方税法第733条の16第4項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の更正又は決定の通知、同法第733条の18第8項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び同法第733条の19第5項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の重加算金額の決定の通知は、通知書により行うものとする。

(不足金額等の納付手続)

第13条 納税義務者は、前条の通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第14条 みどり豊かな美しいまちづくり税の賦課徴収については、この条例に定めがあるもののほか、法令及び芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条の2第1項及び第5条中「市税」とあるのは「市税及びみどり豊かな美しいまちづくり税」と、同条例第7条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び芦屋しみどり豊かな美しいまちづくり税条例（令和8年芦屋市条例第 号）」とする。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日以後の規則で定める日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における芦屋市住みよいまちづくり条例第6条第1項及び第7条第3項の規定による届出に対して課すべきみどり豊かな美しいまちづくり税について適用する。ただし、施行日前の届出について、届出後1年を経過してもなお同条例第6条第3項又は第7条第4項の規定に係る協定を締結していないものについては、この条例を適用する。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後10年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止その他所要の措置を講ずるものとする。